

令和4年12月19日

保護者の皆さん

大阪市立大正東中学校
校長 村瀬 香織
生活指導部

寒冷期の防寒具の使用等について

平素は、本校の教育にご理解とご協力を賜りまして、心より感謝申しあげます。保護者の皆さんには益々ご健勝のこととお喜び申しあげます。

さて、令和5年度に向けての生徒手帳改定作業に伴い、学校指定の標準服の服装について、いくつかの変更を行っております。寒冷期の防寒具の使用と合わせてお知らせいたします。

特に、最近、急に冷さが厳しくなってきており、「ストッキング・タイツ・レギンス」「寒冷時の防寒着について」の規定につきましては、令和4年度後半より正式に認めておりますことを、改めて申し添えます。

【くつ下】

膝より下、くつ下をはいていることが確認できる長さで白を基調とする。(ルーズソックス、レース付き等は認めない。冬期の無地のストッキング・タイツ・十分丈のレギンス着用のときは、黒・紺・ベージュに限る。)

【靴】

白を基調としたひも付き運動ぐつ。(ひもは白に限る。ハイカット・デッキシューズは禁止。)

【その他の注意点】※寒冷時の防寒着について

黒・紺・茶・グレー・白のセーター・カーディガン(ボタンのもの)の防寒着をブレザーの下に着用してもよい。セーター・カーディガンを着用する際は、ブレザーの着用を原則とする。フード付き、ファスナー付きは禁止とする。手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用は、指定された期間の登下校時のみ認める。